

---

---

平成24年第1回大和町議会定例会会議録

---

---

平成24年3月9日(金曜日)

---

---

応招議員(18名)

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務課 まちづく り長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総務課 まちづく り官 対 策	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産業振興課 企業誘 致官 対 策	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

## 議事日程〔別紙〕

- 日程第1「会議録署名議員の指名」
- 日程第2「委員長報告（平成24年度各種会計予算の審査結果について）」
- 日程第3「議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算」
- 日程第4「議案第23号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第5「議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
- 日程第6「議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算」
- 日程第7「議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算」
- 日程第8「議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算」
- 日程第9「議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算」
- 日程第10「議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
- 日程第11「議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算」
- 日程第12「議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
- 日程第13「議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
- 日程第14「議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算」
- 日程第15「議案第34号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」
- 日程第16「議案第35号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について」
- 日程第17「議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について」
- 日程第18「議案第37号 平成23年度大和町一般会計補正予算（第8号）」
- 日程第19「議案第38号 平成23年度下水道災害復旧工事（大和 - 1、2 処理分区）請負契約の変更について」
- 日程第20「議案第39号 町道路線の廃止について」
- 日程第21「議案第40号 町道路線の認定について」
- 日程第22「委員長報告（平成23年請願第2号、杜の丘地区内への公民館並びに防災センター建設に関する請願書について）」
- 日程第23「委員会の閉会中の継続審査の申し出について（平成23年請願第3号 大和町スポーツ施設に関する請願書について）」
- 日程第24「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」
- 日程第25「議員の派遣について」

## 日程第26「所管事務調査の申し出について」

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午後2時53分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番秋山富雄君及び8番堀籠日出子さんを指名します。

---

---

### 日程第2「委員長報告（平成24年度各種会計予算の審査結果について）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成24年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長秋山富雄君。

委 員 長 （秋山富雄君）

報告いたします。

今定例会において、去る3月1日、本特別委員会に審査を付託されまし

た平成24年度一般会計予算及び10の各種特別会計予算並びに水道事業会計予算については、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長並びに各課長などの誠意ある答弁がなされ、慎重に審議した結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここに報告申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにしたいと思います。

---

### 日程第3「議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第22号 平成24年度大和町一般会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

予算と決算と何回かやっているんですが、なかなかなくて申しわけなく思っております。一般会計について討論いたします。

租税には三つの機能があるとされております。公共サービスの費用調達機能として、市場経済のもとでは提供困難なサービスの提供のための費用を調達するための機能ということでございます。さらに、二つ目として所得の再分配の機能として、福祉国家の理念のもとで持てる者から持たざる者に富を再分配するという機能。そして、三つ目として景気の調整機能。自由主義経済体制においては景気の循環は不可避のものとされておりますが、景気の過熱期には増税を行うことにより剰余金を減らし、投資の抑制を図る。逆に後退期には減税を行うことにより剰余金をふやして投資の

活性化を図るということであります。

今、日本全体としてもそういうことなのかなというふうなところでございます。その中で大和町の今回の予算の中でのその機能ということで疑問を持つところでございます。毎回取り上げております。商工振興費、去年よりも約4億1,600万円ほどふえておりますけれども、大部分はいわゆる企業立地奨励金関係、その中で5億2,500万円ですか、約8割5分ぐらいですか、その商工費の中を占めている状況のようです。聞いてみたら6社、あとそういった方々に企業立地の奨励ということでいっているということでございます。

今先ほど申しましたように所得の再分配というのであれば確かに大きな企業でございます。もちろん日本の今の経済情勢とか、いろいろあるであろうけれども、やはり世界の企業というんですか、そういう投資の余力があるであろう、そういう企業にそういうことをやるというのはいかなものかということをお返し申し上げます。

その中で、もちろんそういう方々からこれから税金が入ってくるんだと、そういうことでの町の収入というものがふえてくる、そういう見込みもあるということは承知しております。そういう中でございますが、今回、例えば後期高齢者の方々へそういう保険料の見直しとか、そういうことがある中で、そういういわば体力があるであろう方々へのそういう制度というのはやはり予算全体の中でいろいろ見直ししている中でいかなものか。

もちろんこれについては条例によってなっているところでございます。ですので、要件を満たせば自動的にというんですか、そういう形で去年よりもふえているという状況ではあると思いますけれども、やはりいかなものかということで反対の討論をさせていただきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。ございませんか。11番鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

一般会計、反対討論が出ましたんで、賛成の立場からの討論も必要かな

という思いで一言だけ申し上げさせていただきます。

平成24年度予算、ご案内のように昨年の大震災なり台風災、ああいって大災害が前年ありましたし、そういった復興がまだ積み残されて繰り越しされる状況の中で、同時並行というような予算編成だったろうと思います。

加えて今お話がありましたように、本町、企業誘致が本当に急速に進んだというふうなことで、その結果として本町の人口も2万6,100人を超え、今6,200人にならんとしている状況の中での一般会計予算の編成だったろうと思います。

トータルで86億1,300万円ですか。特別委員会の中でも議論をしてきたわけなんです、歳出にあってはそれぞれ第4次総合計画の第2次実施年の初年度ということで、それぞれの項目を随所に盛り込んだ内容というふうに拝察をいたしました。加えて緊急的なものも措置をされたというふうに見たわけでございます。

一方、その財源を構成する歳入の関係なんです、さっき言った企業奨励金、多額のそういった負担もあるにもかかわらず、町税の伸び、町税だけで予算総額の約4割ですか。基金等の取り崩しを入れると、いわゆる自主財源と言われる部分は5割を突破したなという思いで見ました。

一方、起債を初め地方交付税、これ依存財源なんです、これは5割以下に圧縮をされた内容。しかも、町長が冒頭施政方針で申し上げました本町基準財政収入額が増加することによって2億6,000万円ほどの地方交付税が減額を見込んでの予算編成としたという説明がございました。一方ではその基準財政収入額を構成する税収、これ8,800万円の伸びに抑えたという形で、極めて私は健全な予算であるなというふうに思います。このまま推移するんであれば今回計画した事業のほかに本当に緊急を要するものにも措置できるのではないかなというふうな見通しも持ったところでございます。

今、藤巻議員からお話のあった一般租税に関する機能の問題で所得の再配分ですか、その観点から5億2,500万円の企業立地奨励金、これはいかなものかというような反対の趣旨の討論があったところでございますが、これは先ほどご本人がお話ししましたように、やはり町政というのは地方自治法、さらに詳細にはその自治体の条例の枠組みの中で町長がこれを執



行するというのが基本でございます。

本町の企業立地奨励金については、平成13年ころにたしか議会の同意を得て制定をしたはずでございます。前にも申し上げましたけれども、平成20年6月にそれを大幅に改正して現在の条例になっているはずでございます。今回5億2,500万円ですか、大幅に増額になったということはそれだけ多くの企業が本町に進出をして税収がそれに伴うということでの措置で、中期財政見通しでもことしと来年は大幅な奨励金がやむを得ないというふうなことになるわけなんです。先ほど申し上げましたように財源の構成上から特にそのことによってほかの事業が圧迫されたとか、そういうことでもないというふうに私は理解しました。やはり条例どおりこれは執行するのが、これは当然でございます。

このことに反対であるとすれば、やはり条例の改正なり廃案というもの、そういった提案をして、その上で反対、これはやるべきでないというふうなことのいわゆる地方自治の決まり、これに準じていかないとやはりこういった町政の執行というものはうまくいかないだろうというふうに私は思います。そういう立場から賛成といたします。

なお、どうぞ執行に当たっては効率的な執行、よろしく期待をすると、そういう立場から賛成の討論といたしたいなというふうに思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第23号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第23号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5「議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第24号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6「議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第6、議案第25号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7「議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第26号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8「議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第27号 平成24年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9「議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第28号 平成24年度大和町奨学事業特別会計予算につい

て討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10「議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第29号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11「議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第30号 平成24年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12「議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第31号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13「議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第32号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14「議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第33号 平成24年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

---

## 日程第15「議案第34号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第34号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

それでは、議案書58ページをお願いいたします。また、あわせまして条例議案等説明資料、新旧対照表でございますが、これの14ページもご参照をお願いをしたいと思います。

議案第34号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

構成団体のうち、大河原町外1市2町保健医療組合の名称を宮城県南中核病院企業団に改めることに伴い、地方自治法の規定に基づき規約の変更を行うものでございます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、平成24年4月1日から大河原町外1市2町保健医療組合の名称を宮城県南中核病院企業団に変更することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更

するものでございまして、同法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

次ページの別紙をお願いしたいと思います。

宮城県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約でございます。宮城県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように変更するものでございまして、別表第1中、大河原町外1市2町保健医療組合を宮城県南中核病院企業団に改めるものでございます。附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16「議案第35号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会 共同設置規約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第35号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、議案書60ページでございます。

議案第35号 宮城県市町村当非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてでございます。

議案第34号と同様に、構成団体のうち、大河原町外1市2町保健医療組合の名称を宮城県南中核病院企業団に改めることに伴い、地方自治法の規定に基づき規約の変更を行うものでございます。

条例議案等説明資料15ページもあわせてご参照お願いをいたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、平成24年4月1日から宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する構成団体の大河原町外1市2町保健医療組合を宮城県南中核病院企業団に改め、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用します同法第252条の2第3項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

次ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更するものでございます。別表第1中、大河原町外1市2町保健医療組合を宮城県南中核病院企業団に改めるものでございます。附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

**日程第17「議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会  
共同設置規約の変更について」**

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

続きまして、62ページでございます。

議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてでございます。

構成団体のうち、大河原町外1市2町保健医療組合の名称を宮城県南中核病院企業団に改めることに伴いまして、地方自治法の規定に基づき規約の変更を行うものでございます。

条例議案等説明資料16ページもあわせてご参照お願いいたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、平成24年4月1日から宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する構成団体のうち、大河原町外1市2町保健医療組合を宮城県南中核病院企業団に改め、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約別紙のとおり変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のように変更するものでございます。別表第1中、大河原町外1市2町保健医療組合を宮城県南中核病院企業団に改めるものでございます。附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18「議案第37号 平成23年度大和町一般会計補正予算（第8号）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、議案第37号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、別冊の議案書、議案第37号から議案第40号関係というふうな資料につきましてご準備をお願いできればと思います。ページ、1ページでございます。

議案第37号でございます。大和町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出からそれぞれ5,000万円を減額いたしまして、予算額を101億615万2,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表

によるものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。

3ページをお願いしたいと思います。

繰越明許費の補正、廃止でございます。5款1項の農業費、緑の分権改革調査事業費5,000万円の廃止でございます。

続きまして、事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、15款3項3目農林水産業費委託金、1節農業費委託金、緑の分権改革調査事業費5,000万円の減額でございます。歳入につきましては以上でございます。

次に歳出でございますけれども、5款1項3目農業振興費、13節緑の分権改革調査業務委託でございますけれども、今般の国の事業不採択によりましての5,000万円の減額についてお願いをいたすものでございます。過般の議会におきましてご報告を申し上げておりました内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第19「議案第38号 平成23年度下水道災害復旧工事

（大和 - 1、2 処理分区）請負契約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第38号 平成23年度下水道災害復旧工事（大和 - 1、2 処理分区）請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

下水道災害復旧工事の請負契約の変更についてであります。別添の当該議案の説明資料、上下水道課と表示しております、これをあわせてごらんいただきたいと思います。1 ページに工事の概要、2 ページに当該工事の施工位置と復旧の断面、これを示してございます。

それでは、議案書の4 ページをお願いいたします。

議案第38号 平成23年度下水道災害復旧工事、大和の1、2 処理分区請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

平成23年9月5日、議案第59号をもって議決された平成23年度下水道災害復旧工事、大和1、2 処理分区の請負について変更契約を締結するものでございます。記といたしまして、請負金額6,226万5,000円（うち消費税296万5,000円）を6,767万2,500円（内消費税322万2,500円）に変更するものでございます。

別添の議案の説明資料、議案第38号関係をごらんいただきます。

当該工事の施工場所ではありますが、大和町落合舞野地内にあります。変更請負額でございますけれども、当初請負額6,226万5,000円に540万7,500円を増額しまして6,767万2,500円とするものでございます。契約の相手方ではありますが、大和建设株式会社でございます。

工事の内容ではありますが、復旧延長が869.6メートル、開削工といたしまして860.6メートル、マンホール復旧工9.0メートル、マンホール部分復旧工69カ所につきましては当初契約どおりの内容で精算を行うものとしておりますが、再度被災の防止を図ることなどの対応といたしまして埋め戻しの部分でございますが、資料の表示が平方メートルとなっておりますが、これ立方メートルでございます。おわびをして訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。埋め戻しの数量が2,500立方メートル。これをセメント改良土に変更するというふうなことで、今後も予

想される地震災害、そういった際に再度被災のないような、そういった考え方でこういったセメント改良土というふうな内容で変更したいというふうなことでございます。

また、当該工事で施工いたします舗装復旧に関しまして、二重採択防止の原則にのっとりまして、これは同一箇所におきまして異なる管理者、今回は下水道事業管理者と、あと道路の管理者でございますけれども、それぞれ異なる管理者が行う災害復旧工事において二重計上、それぞれが同じ工種をそれぞれ計上するというふうなものを防ぐというふうな、こういった考え方でございます。なので、県道及び町道の管理者とのすり合わせによりまして、今回下水道災害復旧工事において680平方メートルにつきまして増工する内容で請負契約の変更をするものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20「議案第39号 町道路線の廃止について」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議案第39号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第39号 町道路線の廃止についてでございます。下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、廃止路線は御殿山支線、石倉七北田線、下原線の3路線でございます。これらにつきましては、道路改良工事等によりまして起終点の変更があったことによりまして、一たん廃止し、それから認定をするものでございます。御殿山支線と石倉七北田線についてはそういった内容です。下原線については、整備計画等もございまして起終点の変更をお願いするものでございます。

別冊の議案説明資料、議案第39号、40号関係、都市建設課と書いているものの2ページをお開きをいただきたいと思えます。

今回の廃止路線については、この宮床小学校と書いてありましたあたりの青の線でございますが、旧来の線を平成18年度におきまして道路改良工事をしてございます。その際に起終点の変更があったものでございまして、今回変更をお願いいたすものでございまして、終点については変わりませんけれども起点の変更でございます。それに伴いまして延長が変わります。183.8メートルから新たな127メートルの方に変わるものでございます。

続きまして、3ページの図面でございますが、これ石倉七北田線でございます。これの青の線でございますが、これにつきましては平成19年度の県道大衡仙台線の改良工事がございました。これに伴っての終点の変更でございます。また、起点側につきましては土地改良事業が行われまして、地番の変更がございました。これに伴いまして地番の変更、場所は変わらないんですけれども、地番の変更を行うものでございます。したがって、延長も若干変わってくるものでございます。

続きまして、4ページの下原線でございますが、これにつきましては旧来路線、高田線からの起点から浄斎場のところまでのところでございます。これも道路改良もございまして、今重複しての起点でございましたけれども、この部分について新たに宮床吉岡線から入りまして旧来の浄斎場の方に向かいまして、浄斎場からさらに吉岡宮床線の方に合流する地点ま

での延長となるものでございまして、旧来の部分について廃止しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21「議案第40号 町道路線の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、議案第40号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の6ページ、議案第40号 町道路線の認定についてでございます。下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ただいまご説明しました3路線、御殿山支線、石倉七北田線、下原線の路線について新たに認定をするものでございます。資料の説明は先ほど申し上げましたとおりでございます。2ページの御殿山支線は起点の変更、それから、3ページの石倉七北田線については終点の変更と起点の地番変更、延長も変わります。それから、下原線については起終点の変更でございます。

なお、御殿山支線、それから石倉七北田線につきましては、過去の工事において整備されたことにより起終点が変更になったものでございまして、本来ですとその時点で速やかに町道認定を図るべきでございました。事務的に大変おくれましたことをおわび申し上げます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9番 （馬場久雄君）

ちょっと確認したいんですが、下原線です。浄斎場に向かって新しく認定をしているわけなんです。これは起点から終点まで例えば一方通行にしようとか、そういうあれじゃなくて、広くして車を交互に通れるようにというふうな、新しくつくるところです。狭いものですから、例えばこっちから行って一方で抜けるとか、そういったことではないんですね。ちょっと確認なんです。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回、従来の路線にまだ浄斎場からちょうど吉岡宮床線の方に抜ける区間については未整備区間がございます。この区間はまだ現在幅員が6メートルほどでございまして、未整備でございますので、この区間について整備をして、その後供用開始して通行させると。一方通行じゃなくて交互通行の形で考えていきたいというふうに思っております。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。



これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

## 日程第22「委員長報告（平成23年請願第2号、杜の丘地区内への公民館並びに 防災センター建設に関する請願書について）」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、委員長報告（平成23年請願第2号、杜の丘地区内への公民館並びに防災センター建設に関する請願）を議題とします。

本件に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長高平聡雄君。

総務常任委員長（高平聡雄君）

それでは、請願審査の委員会報告をさせていただきます。お手元の資料をごらんになっていただきたいと思います。

本委員会は平成23年12月16日に付託された請願を審査した結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

裏面でございます。

平成24年10月10日、紹介議員上田早夫、秋山富雄、浅野正之、各議員でございます。請願者の住所につきましては、大和町宮床字向原132番地、宮床地区区長会会長佐竹勇雄様。件名につきましては、杜の丘地区内への公民館並びに防災センター建設に関する請願書でございます。審査の経過につきましては、平成23年12月16日から本日、平成24年3月9日まで、記載のとおりでございます。審査の結果につきましては、委員会として採択ということに決定いたしました。

次のページをごらんになっていただきます。

委員会の意見といたしましては、平成23年12月16日に付託された本件に

については、当委員会において紹介議員より意見及び経過等を聴取するとともに、町執行部より杜の丘・もみじヶ丘地区の現状と第4次総合計画の位置づけについて説明を受け、慎重に審議しました。

本請願の内容は、近年加速的に人口増大している杜の丘地域に公民館併設防災センターの早期建設を求めるものであります。

本件に対しては、平成21年に策定した町の将来の目標を定めた大和町第4次総合計画「みやぎの中核都市・大和」第3章「安心なまちの実現のための重点プロジェクト」において、杜の丘地区に南部地域の拠点となるコミュニティセンターの整備が掲げられております。

しかし、本計画は平成21年度から平成35年度までとなっており、実施する時期については明示されていない状況にあります。

本委員会といたしましては、もみじヶ丘・杜の丘地域は本町の南部地域の拠点地域に位置づけられており、近年加速的に人口が増加し、平成24年1月末現在、もみじヶ丘・杜の丘地域は世帯数2,115戸、人口6,061人で、今後さらに人口増加が見込まれており、防災機能を備えた公民館の建設は必要不可欠であることから、まちづくりの優先課題ととらえ、早期に検討を加え、総合計画を推進するための実施計画に位置づけ、計画的に事業推進すべきと判断いたしました。

よって、本請願は願意妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。  
以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採決であります。この請願は委員長の

報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採決することに決定しました。

---

### 日程第23「委員会の閉会中の継続審査の申し出について

（平成23年請願第3号大和町スポーツ施設に関する請願書について）」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。  
社会文教常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の平成23年請願第3号大和町スポーツ施設に関する請願について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

ここで社会文教常任委員長の説明を求めます。8番堀籠日出子さん。

社会文教常任委員長（堀籠日出子君）

それでは、社会文教常任委員会に付託されました事件についてご報告申し上げます。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記といたしまして、1、事件。平成23年請願第3号大和町スポーツ施設に関する請願書。請願者、大和町スポーツ少年団連絡協議会会長相澤義明様。

2、調査事項。説明の聴取及び資料の要求並びに現地調査。

3、理由。諸般の事情に考慮して継続審査することに決定したところで

す。  
それでは、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてご説明申し上げます。

この件につきましては、1月25日と2月14日に社会文教常任委員会を開

催し、紹介議員や請願者を初め、生涯学習課からも説明を受け、請願内容について審査したところであります。諸般の事情を考慮して継続審査をすることに決定したところでありますが、本請願の内容を審査したところ、町内施設使用の無料化についてはほとんどの団体の練習について無料化されているものの、一部の施設で大会等において有料となっている状況にあります。

また、総合運動公園内に県大会等の公式戦が開催できる野球場の増設や夜間照明施設の設置並びに多目的屋内運動場の建設とダイナヒルズ野球場を硬式野球の試合ができる球場への改修については、大和町第4次総合計画の中にも計画されていない状況にあります。

本委員会においては、請願者の趣旨は理解できるものの、ハード事業については総合計画にも掲げられていないものであり、施設利用の無料化や優先利用についてもスポーツ少年団以外の町内スポーツ団体等との整合性を図る必要があるため、早急に結論を出せるものではないと判断いたしました。

よって、もう少し時間をいただき結論を出したいということになりましたので、継続審査をお願いしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。11番鵜橋浩之君。

11番（鵜橋浩之君）

確認させていただきます。継続審査のことなんですが、これ今回大和町議会、選挙があるわけで、議員が大幅にかわると。あわせて本請願に名を連ねている紹介議員等々もいろいろな動きが出てくるというような中で、これ継続審査というものがこの種の場合妥当とできるものなのかどうか。これ十分精査した上でのことなのか、それだけを確認したいと思います。

議長（大須賀 啓君）  
委員長堀籠日出子さん。

社会文教常任委員長（堀籠日出子君）

それでは、鶉橋議員の質問についてお答えいたします。

本来ですと審査事項につきましては次の議会なりに採択するよう調査をするわけなんですけれども、今回は本町では3月に議員の改選ということになっております。そこで、継続審査といたしましても改選に当たるときにはその継続審査が廃案になるということになります。

それで、請願者に来ていただいて説明したときにもこのことをご説明いたしました。請願者につきましてはそのことをご理解いただきまして、スポーツ少年団の方々と再度精査しながらまた決めたいということで理解をいただいたところです。

議長（大須賀 啓君）  
11番鶉橋浩之君。

11番（鶉橋浩之君）

そうすると、今の説明からするとこれ継続審査でよろしいんですか。一応廃案にしたというふうな説明もあったんですが。これ新たに任期が始まった段階で新たに請願を出していただくということになるということで、継続ということでもいいんでしょうか。

議長（大須賀 啓君）  
委員長堀籠日出子さん。

社会文教常任委員長（堀籠日出子君）

これは継続審査といたしましても、これは自動的に改選に当たったときには廃案という方になるようでありますので、その方向で結論を出したわけです。

議長（大須賀 啓君）

よろしいですか。廃案。

「異議なし」と呼ぶ者あり

それでは、社会文教常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

## 日程第24「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）を議題とします。

本件に関し議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長高平聡雄君。

議会活性化調査特別委員長（高平聡雄君）

それでは、議会活性化調査特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

本委員会に付託された審査事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

調査事件につきましては、議会活動の活性化に関する調査研究ということでございます。調査の経過につきましては、平成20年4月7日の設置から裏面の平成23年12月14日まで記載のとおりでございます。

調査の結果、一般質問につきましては一問一答方式の導入、あわせて一般質問に関する申し合わせ事項、別添資料のように決定をさせていただきました。二つ目として、新議場に対する意見ということで、これも別添してございます。ワーキンググループ調査報告ということで、議会基本条例について調査研究をいただいております。それについても別添資料として添付してございます。4番、議会基本条例に関する成果ということで、大和町議会基本条例の案を作成いただきましたので、それも資料として添付をさせていただきます。

委員会としての取りまとめ意見といたしまして、平成20年4月7日に開催した第3回大和町議会臨時会において付託された議会活動の活性化に関

する調査事件について、前議員任期中の議会活性化調査特別委員会の中間報告をもとに優先課題を決め、調査活動に取り組みました。

課題の一つであります一般質問の手法については、平成21年6月定例会から本格的に一問一答方式を導入しました。平成22年6月に開催された新議場での初めての定例会の際には、議長を除く全議員が一般質問を行い、活発な政策議論が行われました。

また、もう一つの課題であります議会基本条例に関する調査検討については、前回の12月議会定例会でワーキンググループから本委員会に対して調査報告がありましたとおり、大和町議会基本条例の解説つき原案が示されたところであり、原案には町民に対し議会の役割や議会と町民との関係、議会と町長との関係を明示、また、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わなければならない責務を定め、町長と対等の責任を担って町民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことなどを条例案に明文化されております。

原案を作成されましたワーキンググループの皆様のご努力に改めて感謝と敬意を表すところでございます。

本委員会といたしましては、付託されました調査事件について、別紙成果のとおり報告をさせていただき、今会期中の調査は終了といたしますが、昨今の地方議会は分権改革によって自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きく、これらに対応した議会改革を進め、議会改革を継続して発展させることが我々議員の使命と議員だれもが認識するところであると思いますので、新たな大和町議会構成の中でも議会活性化調査特別委員会を設置し、継続して議会基本条例を初め、活性化を図るための課題に積極的に取り組み、議会の機能が最大限に発揮されることを期待し、報告といたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

ただいまの委員長報告に対し質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑がないようですから、これで委員長報告を終わります。

---

## 日程第25「議員の派遣について」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第122条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

---

## 日程第26「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第26、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回大和町議会定例会を閉会いたします。

午後3時58分 閉 会